

九州大学イーストゾーンネーミングライツパートナー募集要項

国立大学法人九州大学(以下「本学」という。)では、本学及び地域の活性化に資するほか、民間事業者と連携する機会を拡大するとともに、新たな財源を確保し、健全で安定した財政基盤を確立することを目的として、本学が所有する施設のネーミングライツパートナーを以下のとおり募集します。

1. 募集期間

令和7年10月27日(月)～令和7年11月28日(金)

2. 対象施設

- ①大講義室Ⅰ(学生サロン(2)除く) 1,113㎡(別紙参照)
- ②大講義室Ⅱ 565㎡(別紙参照)

3. 契約希望条件

(1)ネーミングライツ料

- ①大講義室Ⅰ(学生サロン(2)除く) 年額3,000,000円以上
- ②大講義室Ⅱ 年額2,000,000円以上
(消費税及び地方消費税を含む)

(2)ネーミングライツによる愛称設定期間

3年以上

(3)愛称使用開始時期

ネーミングライツパートナーとの協議により決定します。

4. 応募資格

ネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた法人・自然人と法人格のない団体のすべてを対象とします。ただし、次の各号に掲げるものは、応募資格がないものとします。

- (1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- (2)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)並びに暴力団密接関係者若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- (3)貸金業法第2条第1項の規定による貸金業を行うもの(銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定する者を除く。)

- (4)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続き開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- (5)あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律(昭和22年法律第217号)及び柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に定める施術所を開設したもの以外で、手技、温熱、電気、光線、刺激等の療術行為を行う業種に属する事業を行うもの
- (6)行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (7)国税、地方税等を滞納しているもの
- (8)法令等に違反するもの
- (9)その他次の①から⑥に該当し、九州大学が適当でないと判断するもの
 - ① 公序良俗に反するおそれのある事業を行うもの
 - ② 政治性又は宗教性のある事業を行うもの
 - ③ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
 - ④ 人権を侵害するおそれがあるもの
 - ⑤ 社会問題を起こしているもの
 - ⑥ 対象施設の運営に支障を及ぼし、本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの

5. 愛称設定条件

- (1)愛称は、対象施設の運営に支障を及ぼさないものとします。
- (2)対象施設にふさわしい愛称とし、次に掲げるものは認めないこととします。
 - ① 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ③ 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
 - ④ 社会問題等の主義、主張に係るもの
 - ⑤ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
 - ⑥ 求縁又は男女の交際、通信等に関するもの
 - ⑦ 本学の信用又は品位を害するおそれのあるもの
 - ⑧ 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - ⑨ 詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
 - ⑩ 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれのあるもの
 - ⑪ 集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
 - ⑫ その他、本学が命名権として設定することが適当でないと認めたもの
- (3)契約期間中における愛称の変更は原則としてできないものとします。

6. 特典

ネーミングライツパートナーには、次の各号に掲げる特典があります。(詳細な内容については、

本学と事前協議することが必要です。)なお、催し物によっては、その主催者の要請により、特典の内容が一部制限される場合があります。

また、特典等の権利については、第三者への譲渡や転貸等はありません。

- (1)愛称のサインや案内看板等を設置することができます。ただし、法令、条例等に基づく規制や施設構造により一定の制限がされる場合がありますので、事前に本学との協議を必要とします。
- (2)本学の広報誌やホームページを通じて、愛称の普及と定着に努めるものとします。
- (3)ネーミングライツパートナー自身もネーミングライツパートナーであることを PR することができます。
- (4)その他、希望される特典等(付帯条件)があれば提案することができます。

7. サイン等の目安について

ネーミングライツによるサイン等の設置については、次のように目安を定めます。

① 共通

- ・背景や周辺環境に配慮した、建物と一体感のある形状、素材、色彩、規模とします。
- ・色彩は、周辺環境や樹木等の色彩を乱さないものとします。
- ・施設等の正式名称と愛称等混乱を生じることがないように、ネーミングライツ事業によるサイン等の設置は、既存サインから十分に隔離させた位置とします。
- ・安全性に配慮した意匠とし、脱落等がないよう、確実に固定等を行うこととします。

② 外壁のサイン等

対象施設等部分の外壁1面の面積に対して、サイン等の合計面積は5%以内とします。
(面積計算は基準値であり、合理的な説明ができれば基準値を超えても可能とします。)

③ 屋内(内壁面・柱等)のサイン等

大講義室Ⅰの学生サロン(1)内壁(対象施設を囲む壁面をいい、対象施設内部にある壁や柱などを除きます。)の総面積に対して、サイン等の合計面積は3%以内とします。

なお、大講義室Ⅰの講義室及び大講義室Ⅱの内壁へのサイン等の掲載は不可とします。
(面積計算は基準値であり、合理的な説明ができれば基準値を超えても可能とします。)

④ サイン等は、サイン等を設置する現有物の色と、同サイン等の色の境界までとして、同サイン等を矩形で囲った部分を面積として算出します。※サイン等面積算出例 を参照

⑤ 大講義室Ⅰ学生サロン(1)に1カ所インフォメーションボード等の設置を可能とします。

その面積はサイン等の合計面積に含めません。インフォメーションボード等には、命名権者の会社概要や事業内容等を記載できることとしますが、命名権者の直接的な営業活動(販売等)に係るものは不可とします。

⑥ 前述の範囲内であっても、選定委員会において、対象施設等の特性や学生及び教職員に受け入れられるか、施設にふさわしいものとなっているか、周辺環境と調和しているか等の観点から、不採用とすることがあります。

また、記載のない事項については、選定委員会において判断します。命名権等の付与期間中でも、本学の基準に合致しないことが判明した場合は、本学はサイン等の変更を求めることができます。

(サイン等面積算出例)



8. 応募方法

(1)提出書類・提出部数

- ① 申込書(別添様式1) 1部
- ② 誓約書(別添様式2) 1部
- ③ 会社概要・パンフレット 3部(電子データで提出の場合は1部)
- ④ 提案書(提案有の場合) 3部(電子データで提出の場合は1部)

(2)留意事項

- ① 応募に要した経費は、全て応募者の負担とします。
- ② 必要に応じ、追加資料の提出が必要な場合があります。
- ③ 応募書類は返却しません。
- ④ 応募書類は必要に応じて複写します。

(3)提出先

〒819-0395 福岡市西区元岡 744

九州大学施設部施設企画課総務係

Tel :092-802-2044

e-mail:ssksomu@jimu.kyushu-u.ac.jp

※(1)①～④の提出書類を電子データで提出される場合は、提出用の URL をお知らせしますの

で、まずはメールでご連絡ください。

(4) 提出期限

令和 7 年 11 月 28 日(金)17 時必着

9. 選考方法

次の基準に基づき、本学が設置する選定委員会において、応募の趣旨、愛称案、ネーミングライツ料及び契約期間等を総合的に判断してネーミングライツパートナーの候補者を選定します。

(1) 次の資格要件を全て満たした応募者を選考対象とします。

① 提出資料の確認

申請時の提出資料が揃っているか確認します。提出資料に不備又は虚偽があった応募者は失格とし、提出資料が虚偽の内容なく全て揃っている応募者のみを選考対象とします。

② 応募資格の確認

応募者としての資格を確認します。資格のない応募者は失格とします。

③ 設定条件の合致

提案が命名権の設定条件を満たしているか確認します。設定条件を満たしていない応募者は失格とします。

(2) (1)の資格適否を全て満たし、かつ、①応募の趣旨、愛称案が適と判断された応募者のうち、次の②③の合計得点が最も高い者をネーミングライツパートナーとして選定します。

① 応募の趣旨、愛称案(適・否)

・ネーミングライツパートナーとして適正の判定を行います。

② ネーミングライツ料総額(80 点)

・財政的な観点から高いほど高得点とします。

③ 契約期間(20 点)

・命名権として定着させる観点から期間が長いほど高得点とします。

評価点が同点の場合はネーミングライツ料総額の高い提案を行った業者の順位を上位とします。

10. 選定結果の通知及び公表

応募者に対し、ネーミングライツパートナーの選定の可否について、選定後速やかに文書で通知します。

また、選定の結果は、本学のホームページや広報誌等により公表します。

11. 契約の締結

ネーミングライツパートナーとして選定された者とネーミングライツに関する契約を締結します。また、当該ネーミングライツパートナーとは、契約期間の満了後、当該施設のネーミングライツの設定に当たり、優先的に交渉することができるものとします。

12. 費用負担

愛称サイン及び案内看板等の設置、変更、設定期間満了並びに契約解除後の原状回復、記念式典に要する経費その他愛称設定に伴い発生する費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。但し、本学のホームページ及び印刷物等の表示変更に要する経費は、本学の負担とします。

13. 契約解除

ネーミングライツパートナーの信用失墜行為等に伴い、対象施設の運営イメージが損なわれる恐れが生じた場合又はネーミングライツパートナーの事情、瑕疵により、愛称の維持が困難な場合には契約を解除することがあります。

また、新たに設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や設定した愛称が第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は、ネーミングライツパートナーの負担とします。

14. その他

- (1) 設定した愛称は、施設の正式名称ではないことから、規則等の改正は行いません。
- (2) 愛称のサインや案内看板等の内容や設置場所等については、申込みのあった愛称(案)を基本として本学と協議の上、決定します。
- (3) 愛称は、本学の対象施設ホームページで表示するほか、印刷物などでも記載されます。
- (4) 現場確認を希望する場合は、必ず募集要項の交付を受けた上で、7. 応募方法(4) 提出先に記載する連絡先にて日程調整を行ってください。
- (5) 愛称の設定にあたっては、「九州大学におけるネーミングライツの設定等に関する基本方針」が適用されます。
- (6) その他必要な事項は別添の契約書案に定めるとおりとします。なお、当該契約書案により難しい事項がある場合は、本学と協議のうえ決定するものとします。

(募集要項等全般について)

〒819-0395 福岡市西区元岡 744

九州大学施設部施設企画課総務係

Tel :092-802-2044

e-mail:ssksomu@jimu.kyushu-u.ac.jp

(公募対象施設について)

〒819-0395 福岡市西区元岡 744

九州大学人文社会科学系保全係

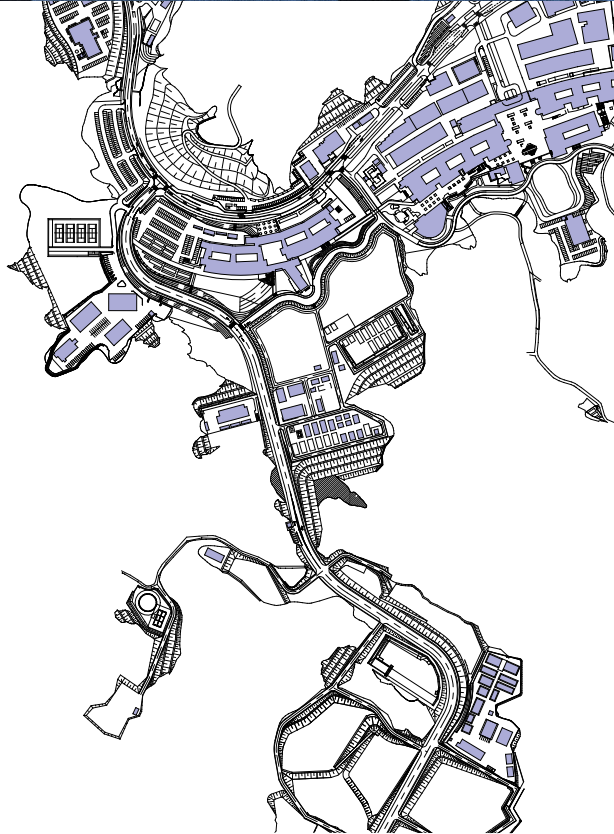
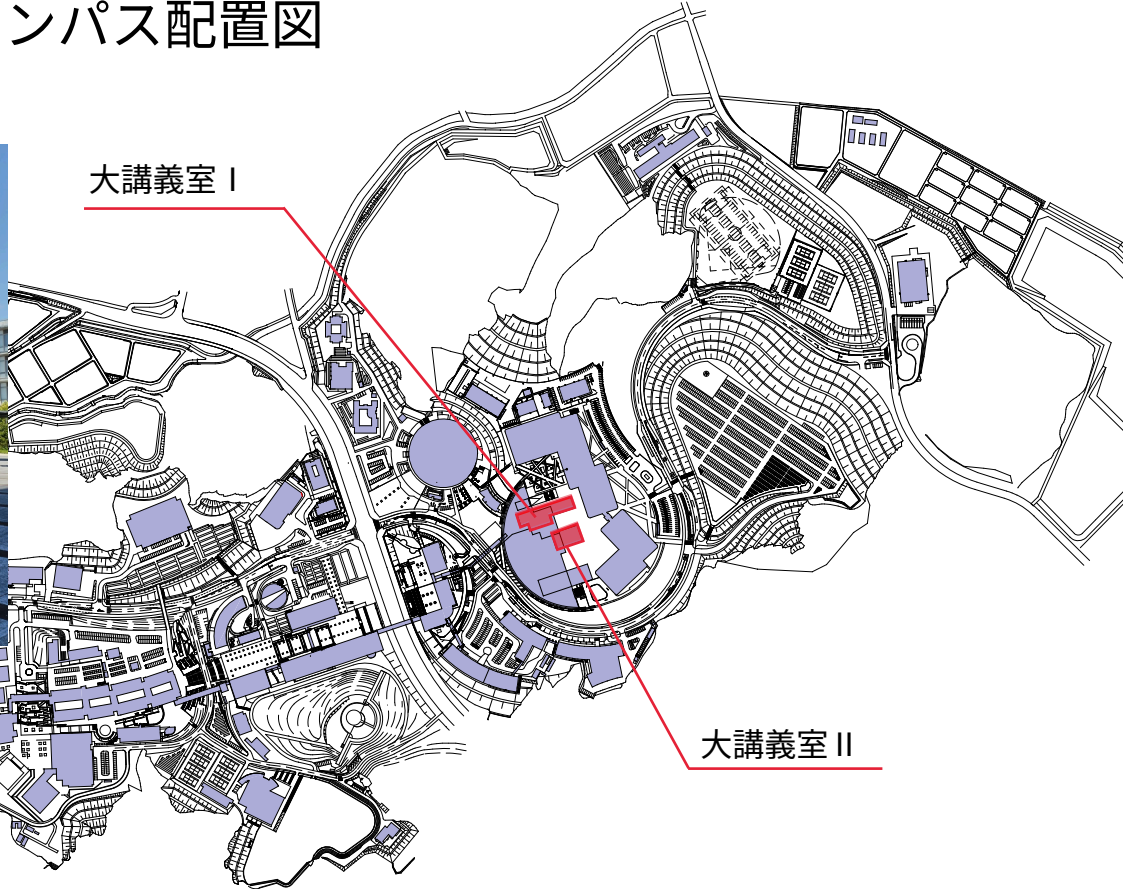
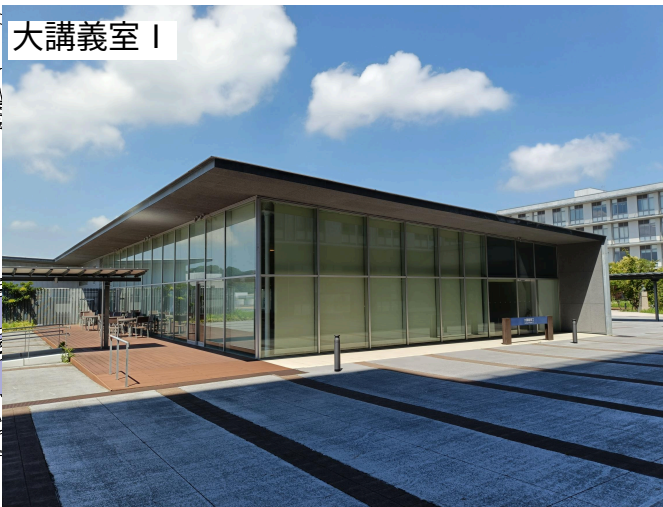
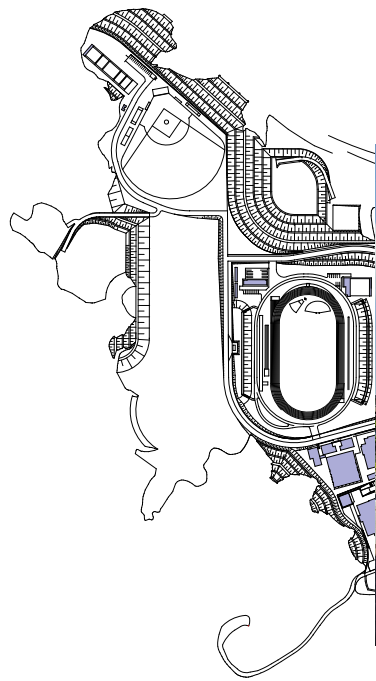
Tel :092-802-6350

e-mail:jbhozen@jimu.kyushu-u.ac.jp

九州大学伊都キャンパス 大講義室Ⅰ・Ⅱについて

- | | |
|----------|--|
| ●施設名称 | 大講義室Ⅰ
大講義室Ⅱ |
| ●用途 | 学習スペース |
| ●利用者 | 文学部、教育学部、法学部、経済学部、工学部（建築学科）等主に文系の学生約2,800人、教員約400人が中心に利用 |
| ●利用可能時間帯 | 平日の午前7時から午後9時まで |
| ●利用者数 | 大講義室Ⅰ 約2,300人（週当たり）
大講義室Ⅱ 約3,200人（週当たり） |

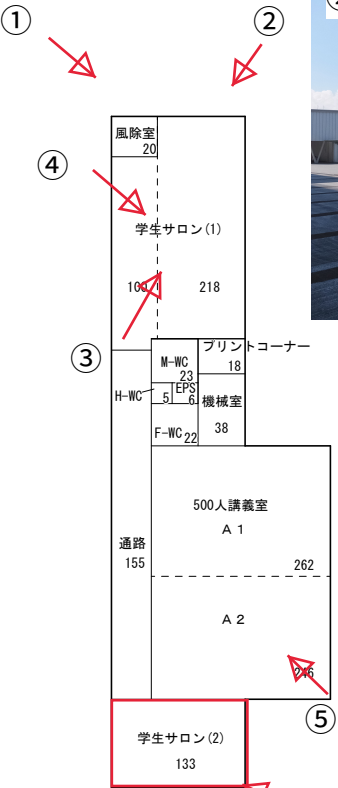
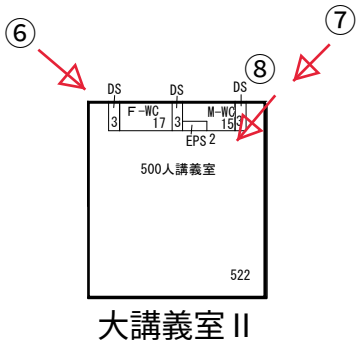
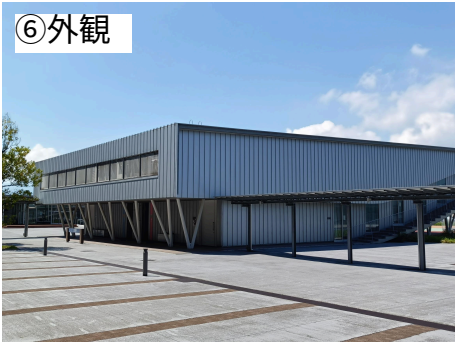
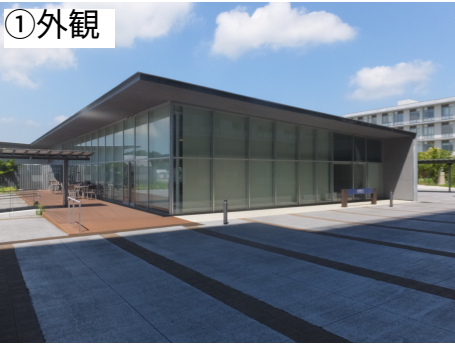
伊都キャンパス配置図



大講義室Ⅱ



大講義室Ⅰ、Ⅱ



対象外

大講義室Ⅰ